

令和 6 年度 瑞穂市水防計画の修正の概要

1.水防計画修正の根拠

瑞穂市水防計画は、水防法第 4 条に基づき岐阜県知事から指定された指定水防管理団体である瑞穂市が定めるものであり、瑞穂市域にかかる河川、湖沼の洪水、内水氾濫の水災を警戒し、防御し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することが目的です。

計画内容は、岐阜県水防計画・岐阜県地域防災計画、瑞穂市地域防災計画の更新修正等を踏まえ、適宜、検討を加え、水防法第 33 条により必要に応じて修正するものです。

2.見直しのポイント

(1)岐阜県地域防災計画及び瑞穂市地域防災計画との整合

(2) その他

3.主な修正事項

(1) 岐阜県地域防災計画及び瑞穂市地域防災計画との整合

☞水防法第 15 条の 3 第 6 項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 6 項に定められた事項の追記

(本編：P61)

☞表現、語句、様式番号等の整合修正

(本編：P 7、P 48、P58、P60、P61)

(2) その他

☞表記の整理

(資料編：P 1、P 46)

☞瑞穂市地域防災計画 資料編との整合

(資料編：P 22-23、25、27-29、39)